

議案第26号

公の施設の指定管理者の指定（鳥取県立大山駐車場）について

次のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する公の施設の指定管理者を指定することについて、同条第6項の規定により、本議会の議決を求める。

平成20年11月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 公の施設の名称 鳥取県立大山駐車場
- 2 指 定 管 理 者 西伯郡大山町大山40番地33
大山町観光協会大山観光局
会長 足 立 敏 雄
- 3 指 定 の 期 間 平成21年4月1日から平成24年3月31日まで
- 4 理 由 大山駐車場の管理業務を効果的かつ効率的に行うため、大山町観光協会大山観光局を指定管理者として指定しようとするものである。